



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月26日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南野々目地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年4月10日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化、複合化

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月26日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

畑田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年4月10日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 4経営体

個人 2経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化、複合化、高付加価値化



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月26日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

香之庄地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日（※地域の話し合い、愛荘町人・農地プラン検討会をへて、愛荘町が決定した最新の日を記載しています。）

令和2年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化、新規就農の促進

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月26日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

目加田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月15日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 9 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化、複合化、新規就農の促進